

組 合 規 約

グッドワン事業協同組合

(目 的)

第1条 この規約は、グッドワン事業協同組合（以下「組合」という。）が、組合所属の組合員に対して、定款第7条に掲げる事業を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって組合事業の円滑な運営を図るとともに、且つ継続的取引を行うことを目的として、必要な事項を定める。

(事業の定義)

第2条 本規約で言う組合員のために行う事業は下記のとおりとする。

- (1) ETCコーポレートカードの共同精算事業
- (2) ETCセディナ法人カード利用代金の精算代行
- (3) 燃料、車両安全機器及び関連諸資材の共同購買事業
- (4) 事業資金の斡旋
- (5) 福利厚生に関する事業
- (6) 中小企業等協同組合法に基づく共済代理店業
- (7) 上記に附帯するその他の事業

第3条 (組合員)

- (1) 組合員の資格は定款第8条によるものとする。
- (2) 加入・自由脱退・除名について定款9条～13条によるものとする。
- (3) 最低、出資金1口 10,000円を組合加入時に払い込まなければならない。
なお、1組合員は、出資総額の100分の25(25%)を超えて出資することはできない。(出資制限)
- (4) 出資金の払戻は事業年度末後の総代会にて決算が承認された後とする。
- (5) 脱退予告は、定款第12条によるものとする。
- (6) ETCカード代及び共同購買代金等の支払いは、口座振替（翌々月8日・翌々月12日）又は、組合員との協議の上にて決定した支払日とする。
ただし口座振替による支払いおよび振込による支払いが遅延した場合は、ETCカードの使用停止および、貸与しているETCカードを組合は回収できるものとする。

精算代行業

第4条（遅延損害金の支払い）

組合員が、支払期限として取り決めた日までに支払わない時は、支払期限の翌日から支払済に至るまでの日数に応じ年14.5%の割合を乗じて計算した額を遅延損害金として組合に支払うものとする。

第5条（保証金、保証書等の差し入れ）

組合員が本規約第2条の事業を利用するためには、月額の利用請求代金及び販売代金の利用額に応じた保証金又は支払保証書を差入れるものとする。

2 本組合は、保証金額に達するまで、預り保証金を積み上げるものとする。

第6条（追加保証）

E T Cカードの月間請求金額が第5条で差入れた保証金、保証書等の金額を上回った場合は、組合員は、組合に対して「追加保証」等を差入れるものとする。

第7条（価格、適用する割引率など）

売買商品の価格、適用する割引率は、組合員の注文時もしくは取決時において合意した価格、割引率とし、市況の変動等により価格及び割引率の改定を行う場合は双方協議の上決定する。

第8条（E T Cカードの利用範囲）

E T Cカードは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、その他の有料道路において、E T Cシステムを利用した通行料金の支払いに利用することができる。

第9条（E T Cカードの利用資格）

E T Cカードの利用資格は、本組合の組合員で、適格と認められた組合員に対して与えられるものとする。

第10条（E T Cカードの利用申込）

E T Cカードの利用承認を受けようとする組合員は、以下の書類を組合に提出しなければならない。

(1) E T Cカード申込書

(2) 料金引落とし支払い用の金融機関宛口座振替依頼書

(3) その他組合が必要とする書類

第11条 (ETCカードの利用承認)

本組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかにETCカードの利用の諾否を審査し、ETCカードの発行をもって利用を承認したものとする。なお、利用承認の結果及びETCカードの交付は、組合を経由して行うものとする。

第12条 (ETCカードの交付)

組合員は、ETCカードを交付されるときは、ETCカード受取書を本組合に提出しなければならない。

- 2 組合員は、ETCカード取扱管理者を定め、交付を受けたETCカードを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第13条 (ETCカードの利用及び取扱)

次に掲げる者以外は、ETCカードを利用できない。

(1) 組合員

(2) 組合員の使用人その他の従業者

第14条 (ETCカードの利用代金の決済)

組合は、組合員の利用代金を「ETCカード利用明細書」により組合員に請求する。

- 2 前項の請求に基づき、組合が定める指定日にETCカード利用者の指定金融機関の口座より利用代金を引き落とすものとする。または、組合が定める指定日までに、組合の口座へ振り込みをしてもらうものとする。

第15条 (期限の利益の喪失)

組合員は、組合員が次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然の期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとする。

(1) 一般の支払いを停止したとき。

(2) 差押、仮差押、仮処分 of 申立て、又は滞納処分を受けたとき。

(3) 破産、民事再生手続開始、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき。

(4) 組合に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。

(5) 組合よりETCカード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

第16条（E T Cカードの亡失）

組合員は、紛失・盗難等によりE T Cカードを亡失したときは、直ちに組合に連絡し、同時にE T Cカード紛失等届を組合に提出しなければならない。

- 2 組合員が、前項に定めるE T Cカード紛失等届を提出した後に、E T Cカードを発見したときは直ちに組合に連絡し、既に利用ができない為返却しなければならない。
- 3 組合員は、亡失等に関し、所定の亡失処理手数料を支払わなければならない。

第17条（亡失の責任）

組合員が、管理上の徹底不足、不注意等でE T Cカードの取扱いとしてふさわしくない事由によりE T Cカードを亡失したと組合が認めた場合には、組合の定める期間E T Cカードの再発行は行わないものとする。

- 2 亡失したことにより生じる一切の責任は、亡失事由の如何に関わらず、組合員が負うものとする。
- 3 紛失した場合はいかなる理由であろうとも所轄の警察署に遺失届を提出し、なおかつ遺失届の受理番号を組合に届なければならない。

第18条（E T Cカードの追加発行）

組合員は、増車等の事由によりE T Cカード枚数が不足したときは、E T Cカード申込書、必要書類（車検証等）を組合に提出することにより、追加発行を受けることができる。

- 2 組合員は、追加発行に関し、E T Cカード1枚に付き所定の手数料を支払わなければならない。

第19条（E T Cカードの再発行）

組合員は、E T Cカードを亡失した場合、又は利用者の責に帰すべき事由によりE T Cカードを破損等した場合は、再発行届けを組合へ提出し、当該E T Cカードを返却しなければならない。

- 2 組合員は、再発行に関し、E T Cカード1枚に付き所定の手数料を支払わなければならない。

第20条（警告）

組合員は、E T Cカードの利用に関し組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

第 2 1 条 （E T C カード利用の停止）

次のいずれかに該当する場合は、組合は期間を定めて、組合員の E T C カードの利用を停止することができる。

- (1) 組合員が、E T C カード利用の有無に関わらず不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
- (2) 組合員が、この規約に違反する行為をしたとき。
- (3) 組合員が、E T C カードを管理上の徹底不足、不注意等で E T C カードの取扱いにふさわしくない事由等により亡失したとき。
- (4) 組合員が、積載量違反等において行政処分を受けたとき。
- (5) 組合員が、第 14 条第 2 項に定める支払期限までに利用料金を支払わないとき、及び前条に定める場合の他、支払料金の支払いが危ぶまれる事由が発生したと組合が認めたとき。
- (6) その他、N E X C O コーポレートカード利用約款に準ずる。

第 2 2 条 （E T C カード利用の承認取り消し及び割引停止）

次のいずれかに該当する場合は、組合は、組合員の E T C カード利用の承認を取り消すものとする。この場合、組合員は直ちに E T C カードを組合に返却しなければならない。

- (1) 組合員が、第 14 条第 2 項に定める支払期限までに利用料金を支払わないとき。
- (2) 組合員が、E T C カードを改変したとき。
- (3) 組合員が、E T C カード利用停止期間中において、第 21 条第 1 号及び第 21 条第 4 号に該当する行為を行ったとき。
- (4) 組合員が、当該組合員以外の者に E T C カードを利用させたとき。
- (5) 組合員が、この規約に違反する行為をし、その情状が重いとき。
- (6) 組合員が、車両制限令違反等において行政処分を受けたとき。
- (7) 組合員が、組合より除名されたとき。

第 2 3 条 （車両制限令違反者措置）

車両制限令違反者（組合員）に対しての組合の措置

- (1) 「警告書」及び「措置命令書」の組合提出義務。
- (2) 高速道路における一般的制限値超過車両の「特殊車両通行許可書」提出依頼。

(3) 新規加入組合員に対する累積違反点数履歴調査。

(4) 組合員の累積違反点数「30点」における指導及び措置。

2 車両制限令違反者に対するコーポレートカード大口・多頻度割引停止措置を、E T Cコーポレートカード利用約款（平成29年4月1日改正）に準じて適用するものとする。

第24条（E T Cカードの一部返却）

組合員は、利用する必要がなくなったE T Cカードがあるときは、速やかに不要となったE T Cカードを組合に返却しなければならない。

第25条（E T Cカードの利用の解約）

組合員は、E T Cカードをまったく利用する必要がなくなったときは、速やかに発行済E T Cカードすべてを組合に返却しなければならない。カード発行元の解約については、本組合事業年度末とする。

第26条（必要書類の提出）

組合員は、E T Cカードの利用について組合が必要とする書類の提出を求められたときはその書類を速やかに組合に提出しなければならない。

第27条（E T Cカードの有効期限）

E T Cカードの有効期限は、E T Cカードの表面に記載された月の末日までとする。

第28条（その他の事項）

本規約に特別に定めのない事項については、各高速道路会社が定める「E T Cマイレージサービス利用規約」に準じて適用するものとする。

共同購買事業

本組合が定款第7条第1号に掲げる事業（以下「共同購買事業」という。）を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって共同購買事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第29条（購買品目）

本組合は、次に掲げるものを共同購買する。

（1）燃料

（2）ETC車載器・車両安全機器及び物流関連諸資材など

第30条（燃料カード貸与／燃料購入）

提供する燃料カードの貸与並びに当組合により燃料を購入する利用について、必要な事項を定める。当組合の組合員は本利用規約を承認の上、当組合へ申し込みを行い、当組合が適当と認めた場合に限り利用が認められる。但し、当組合員に限られる。

1. 当組合員は、カードを他人に貸与、譲渡、担保の提供委託等、占有を第三者に移転する事は一切できない。
2. 当組合員が第三者にカードを不正に使用された場合、当組合員はそのカードによるすべての利用代金について支払う責を負う。
3. 当組合員はカードに関して管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。
4. 当組合員はカードの紛失・盗難・その他当組合員がカードを使用出来ない事由が発生した場合、直ちに当組合に連絡しなければならない。
5. 当組合は、当組合員へ貸与したカードが、長期に亘り(9ヶ月以上)利用されていないことが分かった場合、当組合の判断により当組合員へ貸与したカードの返却を求める場合がある。この場合、当組合員はこれに速やかに従うこと。
6. 当組合員は如何なる事由で共同購買(燃料)の利用が終了した場合でも、カードの利用並びに所持を中止し、直ちに当組合に返却しなければならない。

第31条（燃料購入）

カードを貸与された当組合員は、貸与されたカードと同じ系列の給油所にカードを呈示することによりガソリン及び軽油を購入することが出来る。但し、当該給油所の都合により、一部取扱いできない場合がある。また、インタンク燃料購入の場合でも当組合の燃料供給先から原油高騰など社会的問題となる場合は、出荷制限もしくは出荷停止の場合がある。

第 3 2 条（燃料の価格）

1. 燃料カードの価格は、当月利用単価を翌月初旬に当組合のホームページにて通知する。
（※その場合は組合員ログインより開示される。）
2. インタンク燃料購入の場合は週決めにて当組合が燃料単価を組合員に通達する。
3. 当組合員がカードを使用した給油所の都合により、当該給油所分についてのみ請求が遅れる又は翌々月に請求される場合がある。

第 3 3 条（契約期間）

1. 契約期間は、当組合が当組合員の申し込みを受理し、発行されるカードに記載する有効期限迄とする。
2. 前項のカード有効期限が到来する場合、且つ当組合が適当と認めた場合、当組合は更新カードを送付する。更新カードの発券を受けた当組合員は、以降新カードを使用し、有効期限を超えたカードは直ちに切断の上廃棄すること。有効期限日を起点にさかのぼって 4 か月以内の利用があっても燃料カードの更新対象とならない。また長期に亘り利用されていないことが分かった場合、更新カードは発行しない。但し、当組合員より再度、燃料カード発行を希望する場合には新規申込扱いとなる。
3. 当組合員が燃料カードを解約する場合、あらかじめ解約期日を定め、解約期日の 15 日前迄に当組合所定の様式により通知すること。

当組合は、原則として、当組合員から通知された解約期日に燃料カードを終了するための解約の事務手続きを行う。

第 3 4 条（解約等）

1. 当組合員が次のいずれかの事由に該当する場合には、当組合はその当組合員について何ら催告することなく燃料カードを解約することが出来る。
 - (1) 当組合員が、本利用規約に基づく支払債務又はそれ以外の当組合に対して負う一切の支払債務について、支払期日を 30 日経過して、なお支払わない場合
 - (2) 当組合員が本利用規約の条項の一に違反した場合。

2. 当組合員が当組合員たる資格を喪失したときは、当然に燃料カードの利用資格も喪失する。

第 3 5 条（本利用規約の変更）

1. 当組合は、ホームページへの掲示など、当組合が適当と判断する方法により当組合員に通知した上で、本利用規約を変更することがある。なお、当該ホームページへの掲示などをもって利用規約の変更通知が到達したものとみなす。

2. 前項の本利用規約変更に関する異議のある当組合員は、燃料カードの利用契約を解除することが出来る。なお、当組合員が本利用規約の変更通知到達後 10 日以内に異議を述べない場合は、変更後の利用規約が適用される。

第 36 条（燃料カード利用資格の喪失）

1. 当組合員は次の各号のいずれかの事由に該当したときは、燃料カードの利用資格を喪失するとともに、カードの使用を禁止するものとする。

（1）当組合員からの燃料カード解約の申し出があったとき

※この場合、解約の申し出をした月の末日をもって燃料カードの利用資格を喪失する。

（2）当組合員資格の有効期間が満了し、更新手続きをすることなく、当組合員の有効期間が経過したとき

（3）燃料カード申し込み時に虚偽の申告をしたことが判明したとき

（4）本利用規約に違反したとき

（5）当組合員の信用状態に重大な変化が生じ、当組合が当組合員又は燃料カード利用資格の喪失通知をしたとき

第 37 条（期限の利益の喪失）

1. 当組合員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当組合にかかわる一切の債務について、何らの通知、催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払わなければならない。

（1）解散・破産・民事再生・会社更生・会社整理等の申立てがあったとき

（2）金融機関の取引停止又は差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき

（3）前条の規定により当組合員の資格を喪失したとき

（4）その他当組合が不適当と判断した当組合員の場合

2. 当組合員が前項第(1)号及び第(2)号に該当したときは、直ちに当組合へ報告しなければならない。

第 38 条（損害賠償）

当組合員又は当組合員の役員もしくは従業員（代理人・請負人等を含む）が、故意もしくは重過失により、表明及び保証事項に反する事

実が判明したことにより、当組合又は第三者に損害を与えた場合、当組合員又は当組合員の役員もしくは従業員はこれによって当組合に生じた一切の損害を賠償しなければならない。

第39条（守秘義務）

燃料事業で供給する燃料の「安定供給」及び「品質ならびに販売価格の維持」のため、当組合員は当組合が通知する燃料価格の情報を当組合員以外の第三者に漏らしてはならない。

第40条（届出等）

1. 当組合員は、燃料カード申込書に記載した事項に変更が生じた場合、当組合所定の手続きにより直ちにその旨を届け出なければならない。
2. 当組合は、前項の変更届けの登録が完了する迄の間、当該変更は無いものとみなすことが出来る。

第41条（個人情報の取扱い）

当組合は、燃料カード申し込み時に当組合員が提供した個人情報について、燃料事業運営に関する次の各号の目的にのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用する場合は、予め当組合員の同意を得なければならない。

- （1）燃料事業の提供及び実施
- （2）燃料事業を円滑に運営するための当組合員の管理及び当組合員への連絡
- （3）各種問合せ等への対応
- （4）燃料事業運営向上のための分析
- （5）燃料事業に関する変更・継続の案内
- （6）その他、上記に付随・関連する業務の遂行

第42条（定めのない事項）

本利用規約に定めのない事項は、当組合がこれを定める。

第43条（供給品及び委託品）

前条に掲げるものは、組合員の申込みに応じて供給する（以下「供給品」という。）。

又は、組合員の委託により購買し、供給する（以下「委託品」という。）

第44条（委託品購買申込み）

組合員は、委託品の購買を申込もうとするときは、品目、規格、数量その他必要な事項を記載した書面を本組合に提出しなければならない。

第45条（委託品の納入）

本組合は、委託品の購買につき必要があるときは、申込んだ組合員に対し、その代金の全部又は一部に相当する金額を、申込みと同時に本組合に納入すべきことを請求することができる。

第46条（損害責任の範囲）

本組合は、本組合の責に帰することができない事由によって委託品に生じた損害については、その責を負わないものとする。

第47条（取引条件の決定）

供給品及び委託品の品種、数量、取引先その他購買に関する重要な事項は、あらかじめ理事会で決定する。

第48条（価格）

供給品及び委託品の品種、数量など当組合購入先の業者より値上通達があった場合、価格の変更もしくは一部取扱いできない場合がある。半導体不足など社会的問題となる場合は、出荷制限もしくは出荷停止の場合がある。

第49条（補助金及び助成金）

組合員は、当組合より供給品を購買して国や県の補助金・助成金を活用する場合に万が一補助金・助成金が組合員に支給されないとしても当組合は責任を負わないものとする。

第50条（定めのない事項）

本利用規約に定めのない事項は、当組合がこれを定める。

教育情報事業

第51条（教育情報事業の種類）

本組合の教育情報事業は、組合員の経営及び技術の向上並びに組合事業の発展に関する事項について次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1)講演会
- (2)講習会
- (3)研修会
- (4)機関紙の発行及び各種情報の提供
- (5)資料等の購入斡旋

第52条（講演会）

講演会は、学識経験者による時局、経済、経営、技術等に関する諸問題について開催する。講演会に要する費用は、原則として、本組合の負担とする。

講習会は、次の事項について開催する。

- (1)生産技術に関するもの
- (2)財務管理に関するもの
- (3)労務管理に関するもの
- (4)組合制度及び運営に関するもの
- (5)組合員の従業員教育に関するもの
- (6)その他教育情報委員会が必要と認めるもの

2 講習会に要する費用は、原則として、本組合の負担とする。

第53条（研修会）

研修会は、組合員の従業員の技術知識の向上を目的として、年数回上記事項について開催する。

第54条（一括精算）

組合員は規約を解除された場合、組合に対する買掛金残高を現金にて支払うものとする。ただし、預け入れている保証書及び保証金等がある場合は、これらを組合員は債務の一部と

して充当するものとする。

第55条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合においては、長崎地方裁判所を第一審の所轄裁判所とする。

（協議事項）

第56条

本規約に定めなき事項及び本規約条項の解釈について疑義が生じたときは、双方信義を以って協議解決するものとする。

附 則

1. 本規約は、令和8年6月26日より施行する。